

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和7年10月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。 益城町では、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 税資料（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、市民税申告書等）を収集する。 ② 課税資料の内容をデータ入力する。 ③ 課税資料から個人を特定し、賦課期日現在の宛名情報とマッチングさせる。 ④ 賦課期日現在本町内に住民登録がない者については、住民登録地を確認し、本町に課税権がないと判断された場合には、住民登録地に課税資料を回送する。 ⑤ 同一納税義務者に課税資料が複数提出されている場合は、集計内容を確認・修正する（合算処理）。 ⑥ 扶養判定処理を行う。賦課期日現在他市区町村内に住所を有する被扶養者については、当該市区町村に対し、所得照会を行い、扶養要件を確認する。 ⑦ 賦課決定を行い、税額決定通知書を出力する。 ⑧ 特別徴収義務者に対し、税額決定通知書を送付する。給与に係る特別徴収納税義務者に対しては、特別徴収義務者を通じて税額決定通知書を送付する。 ⑨ 普通徴収納税義務者及び年金に係る特別徴収納税義務者に対し、税額決定通知書を送付する。 ⑩ 納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、税額変更通知書を送付する。 ⑪ 特別徴収納税義務者が退職した場合等には、特別徴収義務者から異動届出書の提出を受けて異動処理を行い、特別徴収義務者に対し税額変更通知書を送付する。異動処理により普通徴収分の税額が発生する場合には、納税義務者に対し納税通知書を送付する。 ⑫ 未申告者に対し、個人住民税申告の依頼通知を送付する。 ⑬ 減免申請を受け付けし、生活保護法により扶助を受ける場合など、減免事由に該当する場合は、減免を行う。
③システムの名称	町県民税システム、申告受付システム、地方税ポータルシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の各項の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課住民税係
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課住民税係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人住民税業務の遂行にあたっては、4情報を慎重に確認した上で処理を行う。さらに、ダブルチェック体制を徹底することで、人為的ミスの防止に努めている。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のある者にしかIDとパスワードが付与されておらず、離席時には、ログアウトを行うよう徹底している。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 住民税係	税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 住民税係	税務課 課税係	事後	部署編成に伴い
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和1年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号 番号法第19条 別表第一 56号 「児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	項の修正 根拠法令の修正
令和1年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 第27号	(情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	根拠法令の追加修正
令和1年7月1日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	税務課 課税係	税務課 住民税係		部署編成に伴い
令和1年7月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	税務課 課税係	税務課 住民税係		部署編成に伴い
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120 の各項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条7号 別表第二 第27項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条8号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	法令上の根拠、及び文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 番号法第19条8号 別表第二 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の各項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 【情報照会の根拠】 1. 番号法第19条8号 別表第二 27の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、118、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の各項の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への対応	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	
令和7年10月9日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	県町民税	町県民税システム、申告受付システム、地方税ポータルシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理、申請管理システム	事後	個人住民税申告の電子化に伴い変更(令和8年1月開始)
令和7年10月9日	I. 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル	1. 個人住民税ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル	事後	ファイル名変更
令和7年10月9日	IIしきい値判断 1. 対象人数いつ時点の計数か	令和6年12月1日	令和7年9月30日	事後	個人住民税申告の電子化に伴い変更(令和8年1月開始)
令和7年10月9日	IIしきい値判断 2. 取扱者数いつ時点の計数か	令和6年12月1日	令和7年9月30日	事後	個人住民税申告の電子化に伴い変更(令和8年1月開始)